

1 見直しの趣旨

鹿児島市交通事業経営計画については、コロナ禍がもたらした新しい生活様式など社会の大きな変革や公共交通の利用に関する考え方の変化への対応を図るため、新たな社会に即した事業の見直し等を進めながら、減収等も踏まえた中での持続可能な経営基盤の確立に向けて令和3年度に見直しを実施したところである。

しかしながら、人件費増や物価高騰など、現経営計画と比べて今日の経営環境は大きく変化しており、また、安全で安定的な市電・市バスの運行を行うため、必要な人員の確保や乗務員の負担軽減、老朽化した施設・設備の整備等、速やかに取り組まなければならない課題も明らかになっていることから、令和8年度に予定していた計画の見直しを7年度に前倒しして実施し、計画における財政見直しや各施策の見直しを行うとともに、これに基づき各面からの取組を推進していくものである。

2 見直しの基本方針

- (1) 路線バスの維持存続に向けて、人員体制の整備や適正な路線・ダイヤの見直し等の必要な対策に取り組む。
- (2) 軌道事業及び自動車運送事業の全般について、安全運行を第一に、乗務員の負担軽減や老朽施設・設備の整備等に取り組む。
- (3) 交通事業全体として持続可能な財政基盤の確立を図るため、物価高騰や人件費の増、新たな投資等に対応するための資金対策、経費削減策及び増収対策に取り組む。
- (4) 総合計画及び市長第2期マニフェストとの整合を図る。

3 見直しの内容

(1) 局を取り巻く事業環境とこれまでの取り組み（現計画の修正）

- ・①令和6年度決算の概要、②コロナ禍からの回復状況、を追加するとともに、③局の経営状況の推移について令和6年度実績まで反映する、等の修正を行う。

(2) 自動車運送事業の抜本的見直し（令和6年度答申等への対応整理）

- ①バス運転士の確保・処遇改善
- ②路線・ダイヤの見直し
- ③地域公共交通ネットワークの再構築を踏まえた対応
- ④その他路線バスの維持存続に向けた取組の方針

(3) 経営の基本構想

- ・目標指標について、現時点における目標の達成状況や(4)の具体的取組の見直しを踏まえて修正等を行う。

(4) 計画期間における具体的な取組等

【基本目標について】

- ※「基本目標1 安全運行の推進」に、具体的な方策を追加
- ① 具体的な方策：「安全運行に向けた必要な人材の確保」
⇒関連する施策「運転士等の処遇改善」、「市電市バス運転士の確保」、「バス運転士正規職員の採用」
- ② 具体的な方策：「先進安全技術の標準装備化」
⇒関連する施策「運転支援システム等の導入・運用」

【内容を見直す取組】（主なもの）

No.	施策名	現行（概要）	見直しのポイント
新規追加分	運転士等の処遇改善	新規追加のため、記載なし。	現在の取組、今後の見直しを記載。
	市電市バス運転士の確保		
	バス運転士正規職員の採用		
	運転支援システム等の導入・運用		
7	基盤設備の維持・向上	電車の安全輸送のため、軌道や架線等の設備について定期的に巡視、点検、検査を実施し、不具合箇所を速やかに補修するなど機能の維持に努めるとともに、老朽化が懸念される設備等について、年次的な更新を行います。・・・	「緊急的な施設・設備の整備の実施」、「その他老朽化施設・設備の計画的な整備の実施」等を追加
34	北・桜島営業所の管理の委託の実施	運行経費の削減を図るため、引き続き、北・桜島営業所の管理の委託を実施します。・・・	令和9年度以降の対応検討に基づいて記載内容を整理
40	運賃の見直し等の検討	・・・資金や収支の状況を踏まえ、必要な場合に運賃の見直し等を実施します。・・・	運賃改定の検討状況を踏まえて記載内容を整理
48	貸切運行等の促進	・・・市電・市バスの車両を活用した貸切運行等の促進に向けて、・・・車両の利用モデルの拡充に取り組めます。・・・	局の経営改善を図るための貸切電車・貸切バスの料金値上げの検討を記載
67	交通分野におけるDXの研究	MaaSへの参画や自動運転等について、新たな技術開発の動向や国等における実証実験も踏まえながら、市長事務局や他の交通事業者と連携して研究します。	施策名を「交通分野におけるDXの推進」とし、DXを活用した利便性向上を施策として掲げる。

(5) 財政見直し

- ・令和6年度までの決算及び7年度当初予算の反映
- ・電車安全対策・施設設備の整備にかかる資本的支出、事業費の増見込み
- ・人員の確保、処遇改善による事業費の増見込み
- ・各面からの新たな増収対策の検討 ※市電の運賃改定
- ・委託路線の運行に係る費用負担の見直し ※路線の引き戻しや8年度末での契約終了を想定
- ・企業債、補助金等の資本的収入の見込み
- ・上記を踏まえた年度末資金残、資金不足比率の見直し
- ・計画期間内において収支均衡が困難な状況を踏まえた財政上の目標の再検討

(6) 計画の進行管理等

- ・計画見直しの前倒し実施に伴い、計画期間（令和13年度までの12年間）における第2期の期間を、現計画の8年度までの5年間から、7年度までの4年間に改めるとともに、残りの計画期間内における計画見直しの必要や時期等について、取組の進捗や社会情勢の変化等を踏まえながら検討を行う。